

## 流域保全区域（仮称）検討状況

## 1 流域保全区域（仮称）に係る提言内容（平成31年3月）

- ・範囲：朝倉堰より上流の流域全体
- ・規制対象：「濁水の流出を招く行為」及び「自然景観の質の低下を招く行為」
- ・保全手法
  - 届出の義務付け
  - 届出内容の公表
  - 環境配慮指針を用いた行政指導

## 2 条例検討の考え方

- (1)他市の河川条例における対象行為、対象範囲との比較
  - (2)鏡川清流保全条例の趣旨である「鏡川の清流及び水辺環境の保全」（開発規制条例ではない）への適合性
  - (3)既存の自然環境保全区域との制度バランス
- 以上の点について確認したうえで、パターン別に検討し、それぞれの案の効果を比較したうえで有効性の高い案を選択する。

## 3 他都市の河川条例における対象範囲と対象行為の比較

- (1)他都市の類似条例の区域指定に係る内容を調査し、対象範囲を比較した。

条例	鏡川清流保全条例 (審議会案)	広瀬川の清流を守る 条例	京都府鴨川条例	高知県四万十川 条例
区域の概要	流域保全区域（仮称） 朝倉堰より上流の全域	環境保全区域 河川に隣接する区域のうち、①特別区域、②第一種区域、③第二種区域に分類	鴨川環境保全区域	保全・活用地区
分類	流域全体	河川に隣接する区域	河川に隣接する区域	河川に隣接する区域
行為規制の概要	上流域全体を「流域保全区域（仮称）」として指定し、一定規模以上の行為を規制することにより、「濁水の発生」及び「自然景観の質の低下」を抑制し、清流を保全する。	広瀬川沿いの「環境保全区域」を3区域に分類指定し、現在の環境を保全すること、自然崖に人工を加えないこと等とし、「土地の形状変更」、「工作物の新築等」、「木竹の伐採」を規制することにより清流を守る。	鴨川等の清流を守るため、河川に隣接する区域のうち、「環境保全区域」に指定した場所において、「土地の形状変更」、「工作物の新築等」を規制し、土砂等の流入を防止することにより、良好な河川環境の保全を図る。	原生的な自然を維持している「重点地域」のなかでも「保全・活用地区」に指定した場所においては、「土地の形状変更」、「工作物の新築等」を規制することにより、生態系や景観の保全を図る。
許可・届出の別	届出	許可	許可	許可
規制行為	土地の形状変更	検討中	切盛土の厚さ ≧ 30 cm	盛土の高さ > 1 m 切土の高さ > 2 m
	木竹の伐採		自然崖に自生するもの	—
	工作物の新築、改築等		伐採面積 ≧ 100 m <sup>2</sup>	面積 > 10 m <sup>2</sup> 環境を悪化させる工作物（コンクリートプラント、危険物の貯蔵に係るもの、ごみ処理施設等）
規制の想定する効果	濁水の流入 自然景観の質の低下	河岸の自然環境・景観の保全	土砂等の流入防止	生態系及び景観の保全

- ◎他都市の河川条例においては、区域の範囲が河川に隣接する部分的なものに限定されている。
- ◎河川付近の行為を重点的に規制することには合理性があるが、河川から一定の距離がある場合、水辺空間や水辺環境への影響の説明が困難であると考えられる。

- (2)他都市の類似条例において、許可・届出が義務付けられている主な行為を抜粋し、流域保全区域の規制対象である「濁水の流出を招く行為」「自然景観の質の低下を招く行為」との関係について整理した。

主な対象行為	土地の形状変更	土石の採取	鉱山の掘採	宅地の造成	土地の開墾	木竹の伐採	建築物の増築・移転	建築物の改築	建築物の外観の模様替	建築物の色彩の変更	工作物の増築・移転	工作物の色彩の変更	看板・広告の設置
濁水	○	○	○	○	○	○	△	—	—	△	—	△	
景観	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ◎建築物に関する事等は、「濁水の流出を招く行為」においては、新築・改築等のみが対象となるのに対して、「自然景観の質の低下を招く行為」においては、建物の外観、色彩など濁水の流出を招く行為と関わりのないものが規制行為として加わってくる。
- ◎具体的な対象行為を決定していく上では、区域の特性や現状も踏まえ、目的達成のために必要となる行為に絞り込んでいく必要がある。

## 4 流域保全区域の規制対象と範囲に係る検討

- ・市民生活や財産への影響を考慮し、規制の対象行為及び指定区域は、必要最小限のものにする必要がある。
- ・「濁水の流出を招く行為」については、鏡川に隣接していなくても流域内であることをもって、水辺環境への影響が考えられることから、一定の合理性があると考えられる。一方、「自然景観の質の低下を招く行為」については、河川から一定の距離がある場合、水辺空間や水辺環境への影響の説明が困難であると考えられる。

以上を踏まえて、区域を上流域全体と河川に隣接する限定的な区域に分類したうえで、対象行為別に比較を行った。

		規制対象行為	
		「濁水の流出を招く行為」及び「自然景観の質の低下を招く行為」	「濁水の流出を招く行為」
指定区域	上流域全体	審議会案 上流域全体を対象とし、「濁水」と「自然景観」を幅広く規制する。	A案 上流域全体を対象とし、「濁水」のみを規制する。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上流域全体で、「濁水」を対象とすることは、一定の合理性がある。</li> <li>・上流域全体で「自然景観」を対象とすることについて説明が困難。</li> <li>・景観については、高知市景観条例における「自然ゾーン」と区域が大きく重なることから、規制の重複に関する整理が必要</li> </ul>	長所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域が広いこと、届出公表の効果が高いと考えられる</li> </ul>
			短所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域が広いことから、「環境配慮指針」の内容がゆるやかにならざるを得ない。</li> <li>・「自然景観」に関する規制の在り方については、別途検討が必要になる。</li> </ul>
	河川に隣接する限定的な区域	B案 河川に隣接する限定的な区域において、「濁水」と「自然景観」を重点的に規制する。	C案 河川に隣接する限定的な区域において、「濁水」を重点的に規制する。
		長所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域を限定することで、具体的な行為の配慮指針を示すことが可能となる。</li> </ul>	長所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域を限定することで、具体的な行為の配慮指針を示すことが可能となる。</li> </ul>
		短所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域が狭いことで、届出公表の効果が低くなると考えられる。</li> <li>・既存の区域指定である「自然環境保全区域」及び「景観形成区域」との違いが分かりにくくなる。</li> </ul>	短所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域が狭いことで、届出公表の効果が低くなると考えられる。</li> <li>・「自然景観」に関する規制の在り方については、別途検討が必要になる。</li> </ul>

- ◎条例改正の考え方として、事前届出制と環境配慮指針に基づく誘導型条例であることから、指針をより具体的に示すことが重要である。よって、届出制の範囲を河川に隣接する部分的なものとして検討を進める。